

厚生労働大臣

細川 律夫 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び
津波災害に関する要望

平成 23 年 4 月 2 日

岩手県災害対策本部 本部長 達 増 拓 也
岩 手 県 知 事

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、被害の全容は未だ判明していないものの、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

また、家屋は流出、倒壊、焼失し、未だ電気、水道、交通・通信網などのライフラインが寸断されている地域が多数あるほか、ガソリン等の燃料不足や生活物資の不足も加わり、県民の不安解消の見通しも立たないところです。

本県では、「岩手県災害対策本部」を設置し、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

つきましては、次の事項について、早急に対応していただきますよう要望します。

厚生分野

1 被災地における医療の復興に向けた支援について

(1) 被災地の中核病院に対する医師、看護師等医療スタッフの派遣支援

地域災害拠点病院等における医療従事者は不休で被災患者への対応を行い、疲労も限界に近づいていることから、被災地の中核病院の診療機能の確保のため、一定期間継続可能な医師や看護師等の医療スタッフの派遣支援を行うこと。

(2) 被災地における医療機関の再開及び再開後の診療継続に向けた支援

今後は、地域の診療所等の診療再開など通常医療への切替も徐々に視野に入れていく必要があるが、県立病院はもとより、民間病院、診療所の多くの医療機関が被災していることから、これらの再開及び再開後の診療継続に向けた下記支援を行うこと。

- ① 被災した医療機関の診療再開に向けた施設・設備の整備に向けた支援
- ② 地域の中核的な医療機関の機能回復に向けた中期的な人的支援や施設・設備整備への支援
- ③ 地域医療を担う民間病院や診療所の復興支援

2 被災した社会福祉施設等に対する早期復旧支援について

被災した社会福祉施設等については、被災者の生活再建を支援する観点からも、早急な復旧支援措置を講ずること。

3 避難所運営に対する支援について

(1) 要介護者に対する支援

避難所で重度化するおそれのある要介護者や自宅を喪失した在宅介護サービス利用者への支援が課題となっており、必要に応じた施設入所の取扱いや介護職員等の派遣、介護用品等の物資の確保などの支援を行うこと。

(2) 保健師、栄養士の派遣調整

避難所において健康相談、保健指導を行う保健師や栄養、食生活指導を行う栄養士等の他県等からの派遣調整を行うこと。

(3) こころのケアチームの派遣

長期的な対応が想定される被災者の心のケアについて、専門職チームの派遣を継続すること。

4 被災児童に対する支援について

(1) 児童養護施設等への支援の充実

被災児童の受入のため、児童養護施設の新增設や里親委託の増加が見込まれるほか、当該児童の心のケアなどに対して長期にわたる手厚い処遇を行っていくためには職員の増員配置が必要であることから、十分な財政措置を講ずること。

(2) 児童相談所の職員配置に係る支援の充実

児童相談所においては、被災児童の保護や相談等に係る業務が相当量になるものと見込まれることから、児童心理司等の専門職の十分な職員配置が可能となるよう財政措置を講ずること。

5 被災者に対する支援について

(1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

災害救助法に基づく救助の適用範囲を拡大するとともに、全額国庫負担による支援を行うこと。

(2) 生活福祉資金の財源確保等

- ① 被災者向けの緊急小口資金（特例）について、利用者の増加が見込まれることから、貸付原資の確保を図ること。
- ② 災害援護に係る福祉資金について、全ての被災世帯を適用対象とするよう特例措置を創設すること。

労働分野

【職業安定局】

1 被災した事業者、離職者等への総合的な支援対策の推進について

今般の震災では、多くの事業所が甚大な被害を受けているため、事業再開に長期間を要し、又は事業廃止を余儀なくされる事業者が相当数に上ることが予想される。このため、次のとおり、事業再開まで雇用維持する事業者への支援や、事業廃止等に伴う離職者への支援を拡充すること。

- (1) 被災した事業者が雇用を維持する場合の雇用調整助成金の給付日数の延長、助成額・助成率の引き上げ、申請手続の簡素化、申請受付期間の延長
- (2) 被災した離職者等に対する雇用保険の給付日数の延長（特定受給資格者（解雇等による離職者など）の場合 現行：最高 330 日）
- (3) 被災した離職者等を採用する事業者への奨励金制度の創設

2 新規学卒者等の就職の促進について

今般の震災により、採用内定の取消しを余儀なくされている新規学卒者が増加している。また、24年3月卒の新規学卒者の就職も一層厳しくなることが懸念される。このため、新規学卒者を採用する事業者に対する「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」や「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」の支給額（現行：最高 大卒者を正規雇用の場合 100万円）を引き上げること。

3 雇用創出のための雇用対策基金の増額、要件緩和等について

被災に伴い、民間事業者による雇用の立ち直りが相当遅れることが予想されることから、地域での雇用の創出を図り、地域経済の復興を促進するための施策として、雇用対策基金の活用が重要である。このため、今後、さらに基金事業を有効に活用できるよう、次のとおり要件緩和等を行うこと。

- (1) 地域における当面の雇用を創出するため、緊急雇用創出事業臨時特例交付金等の追加交付
- (2) 雇用対策基金事業の事業期間の延長（現行：原則平成 23 年度まで）
- (3) 緊急雇用創出事業による雇用期間の延長及び更新制限の廃止（現行：原則 6 ヶ月、更新回数 1 回）
- (4) 災害復旧のため、雇用対策基金事業を活用した建設土木事業も可とすること
- (5) 緊急雇用基金内の事業間の流用のさらなる緩和、及び緊急雇用基金とふるさと基金間の流用についての運用拡大

4 産業振興による雇用創出のための総合的支援制度の創設について

被災地域においては、今後相当期間、経済基盤が極めて脆弱な状態が続くものと見込まれる。このため、民間投資を誘導し、産業振興による安定的雇用を促進するため、産業振興関連施策と連携して、離職者等を新たに雇用し、工場等を新増設した事業者に対して、施設設備等の整備費及び雇用者の当面の人件費を対象とする総合的な補助制度を創設すること。

【職業能力開発局】

1 被災した職業能力開発施設の復旧への支援について

今般の震災により、沿岸部及び内陸部の一部地域にある県立職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の建物及び設備が大きな被害を受け、職業訓練の休止や延期等を余儀なくされているところであることから、早期に職業訓練を開始できるよう、次のとおり復旧への支援を拡充すること。

- (1) 現行の職業能力開発校設備整備費等補助金制度において、被災した職業能力開発施設の優先的な事業採択
- (2) 事業は全額国庫負担（現行：補助率1／2以内）
- (3) 施設費の補助対象経費の下限を50万円以上に引下げ（現行：1工事費当たり200万円以上）

2 職業訓練受講者に対する訓練手当について

激甚な災害を受けた地域において、事業所の被災に伴い離職を余儀なくされた者及び事業所からの内定を取り消された新規学卒者等が職業訓練を受ける際に支給される雇用対策法に基づく訓練手当について、全額国庫負担とすること。